

平成 29 年 12 月 4 日

各関係競技団体の長  
各関係機関、団体の長  
各 学 校 長

} 様

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団  
事務局長 野 中 広 治 (公印略)

平成 30 年度県営体育施設利用調整会議の開催及び利用申込みについて (通知)

日頃、当事業団の運営につきまして特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県営体育施設の効率的な運営を図るために、この度、利用調整会議を下記のとおり開催することとしました。

つきましては、貴団体 (機関) 内各部課等及び傘下組織に周知のうえ利用希望がある場合には、担当者のご出席についてよろしくお取り計らい願います。

ついては、事前に別紙「利用申込要領」により、平成 30 年 1 月 16 日 (火) までに利用申込書を提出願います。

なお、事務局及び担当者等が変更になっている場合には、お手数ですが変更先に転送くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 午前 10 時～
- 2 場 所 岩手県営武道館 〒020-0122 盛岡市みたけ 3-24-1  
電話 019-641-4577
- 3 出席者 申込団体の担当者
- 4 内 容 各種大会、競技会等スポーツ行事及びその他行事について、施設利用予定の調整。
- 5 その他 ※利用申込みがあっても調整会議に出席されない場合は、当日の調整により、申込期日・場所等が変更されるなどご希望に添えないことがありますので、ご注意願います。  
※利用申込みが少ない団体様についても、利用の説明等を含むため、ご出席願います。  
※会場に暖房を設置しておりますが、暖かい服装でご来場願います。

# 平成30年度岩手県営体育施設利用申込要領

## 1 趣 旨

県営体育施設を多くの方々に利用していただくため、あらかじめ各関係競技団体及び関係機関等との調整会議を開催して利用日程等の調整を行い、各県営体育施設の効率的な運営を図る。

## 2 利用申込みを受付けする体育施設及び利用申込対象期間

### (1) 岩手県営運動公園

ア	陸上競技場 うち芝を使用する競技等	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日 平成30年5月1日(予定)～平成30年11月30日
イ	補助競技場	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日
ウ	ヘルスコース	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日
エ	運動公園野球場	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日
オ	サッカー・ラグビー場 第1グラウンド(人工芝)	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日
カ	サッカー・ラグビー場 第2グラウンド(土)	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日
キ	テニスコート	平成30年4月4日(予定)～平成30年11月30日
ク	登はん競技場	平成30年4月4日～平成31年3月31日

(2) 岩手県営体育館 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

(3) 岩手県営野球場  
グラウンド 平成30年5月11日(予定)～平成30年8月31日(予定)  
屋内練習場・トレーニング室 平成30年4月1日～平成31年3月31日

(4) 岩手県立御所湖広域公園艇庫 平成30年4月8日(予定)～平成30年10月15日

(5) 岩手県営武道館 平成30年4月1日～平成31年3月31日

※開始日を(予定)としている施設は、積雪等の状況により、使用できない場合があることによる。

※岩手県営野球場グラウンドは改修工事が予定されていることにより、期間が短縮されている。

## 3 利用申込方法

(1) 利用申込書 別紙、平成30年度県営体育施設利用申込書の様式による。

(2) 利用申込期限 **平成30年1月16日(火)まで**

(3) 利用申込書送付先及び問合せ先

利用を希望する**施設毎に**、それぞれの施設あて申込書を送付願います。

(申込書は、岩手県スポーツ振興事業団ホームページからもダウンロードできます。)

なお、御所湖広域公園艇庫に係る申込書の送付及び問合せ先は**岩手県営スケート場**になります。

施設名	住 所	電話番号	FAX	担 当
岩手県営運動公園	〒020-0122 盛岡市みたけ1-10-1	019-641-1127	019-643-5947	県営運動公園 施設課
岩手県営体育館	〒020-0133 盛岡市青山2-4-1	019-647-1010	019-647-1011	岩手県営体育館
岩手県営野球場	〒020-0011 盛岡市三ツ割4-9-2	019-661-0115	019-661-0116	岩手県営野球場
岩手県立御所湖広域公園 艇庫	〒020-0122 盛岡市みたけ5-9-1 (岩手県営スケート場)	019-641-1530 (県営スケート場)	019-643-5962 (県営スケート場)	岩手県立御所湖 広域公園艇庫
岩手県営武道館	〒020-0122 盛岡市みたけ3-24-1	019-641-4577	019-641-4559	岩手県営武道館

#### (4) 利用申込書記入例

年 月 日 (曜)	利 用 時 間	行 事 ・ 大 会 名	利用面数 (テニス)	利 用 種 別	参加者数 駐車台数
○年○月○日 (○)	○時 ~ ○時	第○回○○大会		準備・練習	約○○人 約○○台
○年○月○日 (○)	○時 ~ ○時	第○回○○大会		大会・後始末	約○○人 約○○台

#### 4 岩手県営体育施設利用調整会議

- (1) 日 時 平成30年2月9日(金) 午前10時~  
(2) 場 所 岩手県営武道館 〒020-0122 盛岡市みたけ3-24-1  
電話 019 (641) 4577

※利用団体が特定される御所湖広域公園艇庫、県営スケート場、県営運動公園登はん競技場については、別途個別に調整しますので調整会議への出席は不要です。

#### 5 利用申込上の留意事項

別紙の日程については、県主催事業及び当スポーツ振興事業団が必要と認めた優先事業が既に記載されていますのでご了承願います。

- (1) 利用時間につきましては、準備・後始末、連日開催の場合は期間中の早朝・夜間帯、他の利用者への貸出を禁止する時間等の予備時間を含め、確保したい(貸切とする)時間を記入してください。  
県営武道館は武道関係の行事を優先させるため、各武道関係団体等の調整会議を平成29年1月下旬に行います。それら以外での利用調整となりますので、予めご了承願います。
- (2) 行事・大会名は正式名称で記入してください。
- (3) 大会等を2つ以上の県営施設にまたがって同一日時に開催する場合は、それぞれの施設の申込書に他の施設の申込書の写しを添付して送付してください。  
(申込書の写しには、同一大会である旨表示してください。)
- 例) 野球の大会で、運動公園野球場と県営野球場を会場として同日に使用する場合。
- ・運動公園には、運動公園利用申込書に県営野球場利用申込書写しを添付して申し込みすること。
  - ・県営野球場には、県営野球場利用申込書に運動公園利用申込書写しを添付して申し込みすること。
- (4) 当事業団の管轄内外を問わず、他の施設を予備会場とする併願申込み、仮予約は受けできませんので予めご了承ください。
- (5) 県営体育施設の利用優先順位は下記のとおりです。

##### ア 主催団体及び使用者の優先順位

- ① 岩手県の主催事業及び岩手県スポーツ振興事業団が必要と認める事業
- ② 岩手県体育協会、県関係競技団体、県学校体育連盟等の主催事業
- ③ 岩手県内各市町村教育委員会、体育協会、学校体育連盟等の競技会
- ④ その他一定規模以上の体育・スポーツ・レクリエーション等の競技会

##### イ 大会規模、大会種別の優先順位

- ① 国際大会、全国大会、東北ブロック大会、県大会等の各種大会行事
- ② アマチュアスポーツ、プロスポーツ等及びその他の体育・スポーツ行事

※施設によっては、大会規模等により別に優先順位を定めることがありますので、予めご了承下さい。なお、詳しくは各施設担当者までお問合せ願います。

## 平成30年度施設利用制限等特記事項

### 1 体育施設共通事項

#### (1) 優先事業について

別紙により、岩手県が主催する事業及び当スポーツ振興事業団が必要と認めた事業は、優先事業として取り扱います。

#### (2) 利用料金及び利用手続きについて

平成29年度と同様で変更はありません。

#### (3) 各施設の休場（休館）日について

以下に掲げる曜日は休場（休館）日としており、原則として、利用申込みを受け付けておりません。（大規模大会及び行事を除く。）

ア) 県営運動公園ーボルダリング場：毎週月曜日

イ) 県営運動公園ー屋内登はん練習場：毎週火曜日

ウ) 県営体育館、県営野球場、県立御所湖広域公園艇庫、県営武道館：毎週水曜日

※休場（休館）日においても、大規模大会及び行事、祝日等は開場（開館）する場合があります。またそれに伴い、他日を代休日とする場合があります。詳しくは各施設までお問合せ下さい。

#### (4) 駐車場の収容台数を超えるおそれがある行事の取扱いについて

施設の駐車収容台数を超えるおそれがあり、主催者による代替駐車場の確保や対策ができない場合には、施設に空き（予約が無く貸出可能な状態）があっても、利用をお断りすることがあります。

### 2 県営運動公園

#### (1) 陸上競技場インフィールド内芝の利用について

芝保全の観点から一部の利用を制限します。

##### 【利用できる事業】

ア) 陸上競技大会及び全県的な体育・レクリエーション及びサッカー大会等

※サッカー競技で利用する場合、陸上競技等と共用される施設のため、芝の精度に関する高水準の要望にはお応えできませんので、予めご了承願います。また、利用に伴うサッカー（ラグビー）ゴール、ハンマーサークルの撤去・設置及びライン引きについては利用者の負担とします。（他競技も同様とする。）

イ) 学校・企業等の運動会など

※但し、綱引きなど芝が著しく損傷する競技はできません。

詳しくは運動公園までお問合せ下さい。

##### 【利用できない事業】

ア) 投てき（やり、ハンマー等）競技などの練習

イ) グラウンド・ゴルフやゲートボールなどの打球競技

ウ) その他、芝の激しい損傷が見込まれる利用

### 3 県営武道館

#### (1) 利用種目について

保有設備・備品及び施設維持・管理の面から一部の利用を制限します。

##### 【利用できる事業】

ア) 武道競技及び全県的な体育・レクリエーション大会等

イ) スポーツに関する研修会、講習会等

ウ) 学校・企業等の運動会など

エ) 利用に必要な備品が整備されている競技

(バレーボール、テニス、ハンドボール、バドミントン、卓球)

**【利用できない事業】**

ア) フットサル等、施設に損傷を与える可能性のある競技

イ) 利用に必要な備品が整備されていない競技等

(バスケットボールなど、上記(1)のエ)記載以外の競技)